

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

君津市長 石井 宏子

市町村名 (市町村コード)	君津市 (122254)
地域名 (地域内農業集落名)	小櫃1 (山本、西原一、西原二、賀恵渚、末吉、三田、長谷川、小櫃台)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 5年11月24日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【山本、西原、賀恵渚】 梶山堰土地改良区管内は、4集落あるが、圃場は隣接しており、耕作は集落の区域を超えて、更には土地改良区内外でも耕作されている。経営形態は個人、家族、法人が水稻、園芸作物との複合など、多岐にわたるため、課題も多様であるが、以下のとおり集約される。 ①世代交代が進み、農地への関心が年々希薄化している。 ②農業者の高齢化が進行している中、5年以内での営農、農地貸借は確保できると思われるが、以後更に高齢化が進み、離農農家の増加が想定され、5年後以降は担い手不足が考えられる。 ③農地の貸借関係では、作業受託の契約が多く、その家族には契約条件等が周知されていない。 ④耕作圃場が分散していることと、区画が狭いため、作業効率が悪い。 ⑤畦畔、農道、用排水路等の管理に手間が掛かる。 ⑥稲作経営における費用対効果が低い。(米価に対して、農機具代、土地改良費等の経費が賄えない。)</p> <p>【末吉、三田、長谷川、小櫃台】 ・自作農家の高齢化が進行し、後継者が居ない農家が多く、5年～10年以内に離農を考えている農家の所有農地が多い。 ・自作農家が高齢化のために同時期に離農する可能性がある。耕作放棄地の急増を未然に防ぐための受け皿対策は課題である。 ・離農等による農地の貸借が進んでいるが、そのうちの大半は作業受託の契約であり、その家族には契約条件等が周知されていない。 ・長谷川をはじめ、中山間地区を擁する集落では、イノシシなどの有害獣被害が拡大している。 ・高齢化に伴い、畦畔や法面の草刈り管理が困難になりつつある。</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

経営規模については現状維持を志向する経営体が多いが、規模拡大を志向する経営体も複数存在する。もともと地域社会のつながりが強い地区であることから、その紐帯を活かし、規模拡大に意欲的な地区内の担い手へ中間管理事業等を活用し農地を集積する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	426.12 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	426.12 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業受託の耕作農地は、農地中間管理機構を通して、担い手に集積・集約化する。 ・非農家の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・離農者、経営転換する者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・梶山堰土地改良区管内は、5年後以降の営農を見据え、担い手の新規育成や若返りを目的とした集積・集約を進める。 ・農用地や農業施設の維持管理の共同化を推進するため、現状維持の耕作者も担い手と同様に農地集積を支援する。 ・山本・西原1・西原2集落の担い手は、水稻と施設園芸の複合経営が多く、賀恵淵集落は水稻専作であるが、今後、担い手の園芸振興(きゅうり、イチゴ、レタス、インゲン)も支援する。
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営の安定と農村環境保全のため、担い手への農地集約化を目指し、原則として機構に貸し付ける。 ・担い手が病気や怪我等の事情で、営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて担い手への貸付を進めていく。
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業の生産効率の向上を図るため、用排水や農道の整備、農地の大区画化などの基盤整備について今後、検討していく。
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 保全会、土地改良区、市、農業事務所、君津市農業協同組合、千葉県農業共済組合等との相互の連携を強化し、多様な経営体の確保・育成に努める。 ・地区内の担い手を支援し、更に地区外の担い手への働きかけを行う。 ・地域の営農継続のために、認定農業者、新規就農者を育成し、地域を担う担い手として育てる。 ・園芸作物、水稻種子生産の振興と後継者の指導育成 ・担い手が活用する補助事業、融資制度、共済制度の支援の指導と支援 ・農産物の販路拡大支援
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① ・新たなイノシシ等侵入防止柵の設置を検討し、既存施設の維持管理と情報収集に努める。
・猟友会に捕獲の協力を求める。
- ⑦ ・中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。